読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第十四条の二第一項第一号ヘ	ヘ　信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額	ヘ　地方公共団体により貸付金に係る損失が補償されることとなつている場合における当該貸付金に係る補償の額 ト　国又は地方公共団体から支出された資金を基金の全部又は一部として債務の保証をすることを目的とする法人が債務の保証をした貸出金であつて、債務の保証につき保険又は再保証を行う法人により当該保証に保険又は再保証の付されているものの額のうち、当該保険金額又は当該再保証額
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第二条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（同一人に対する信用の供与等） **第七十二条**　令第七条第七項第一号の貸出金として主務省令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第二号（農林中央金庫が特定取引勘定を設けた場合にあっては、別紙様式第六号）の貸借対照表（以下この条及び次条第一項第一号ハにおいて「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるもの（農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものを除く。）とする。 ［一～三　略］ ［２・３　略］ ４　令第七条第七項第四号の主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの（農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものを除く。）並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。 ［一～七　略］	（同一人に対する信用の供与等） **第七十二条**　令第七条第七項第一号の貸出金として主務省令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第二号（農林中央金庫が特定取引勘定を設けた場合にあっては、別紙様式第六号）の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるものとする。 ［一～三　同上］ ［２・３　同上］ ４　令第七条第七項第四号の主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。 ［一～七　同上］

読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第十四条の二第一項第一号ホ	ホ　信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額	ホ　地方公共団体により貸付金に係る損失が補償されることとなつている場合における当該貸付金に係る補償の額 ヘ　国又は地方公共団体から支出された資金を基金の全部又は一部として債務の保証をすることを目的とする法人が債務の保証をした貸出金であつて、債務の保証につき保険又は再保証を行う法人により当該保証に保険又は再保証の付されているものの額のうち、当該保険金額又は当該再保証額
［同上］		